

議案第37号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のように兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、兵庫県内の全ての市町と協議する。

よって、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

養父市長 広瀬 栄

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）の一部を次の表のように変更する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。） <u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務</u> を処理する。	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。） <u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務</u> を処理する。 <u>ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</u> <u>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</u> <u>(2) 医療給付に関する事務</u> <u>(3) 保険料の賦課に関する事務</u> <u>(4) 保健事業に関する事務</u> <u>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u>
(広域連合の経費の支弁の方法)	(広域連合の経費の支弁の方法)

改 正 案	現 行
<p>第 17 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>別表 (第 17 条関係)</u> (略)</p>	<p>第 17 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表第 2</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>別表第 1 (第 4 条関係)</u></p> <p>(1) <u>被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付</u></p> <p>(2) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</u></p> <p>(3) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</u></p> <p>(4) <u>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u></p> <p>(5) <u>保険料に関する申請の受付</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p><u>別表第 2 (第 17 条関係)</u> (略)</p>

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。